工事における
総合評価落札方式の運用

【平成２４年度版】

国土交通省　九州地方整備局

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品購入とは異なり、入札で落札者となった施工者の技術力によって品質が左右されます。このため、発注者は個々の工事の内容に応じて、適切な技術力を持つ企業を施工者として選定するとともに、適切な監督・検査を実施することで、公共工事の品質を確保する必要があります。

一方、わが国の財政状況は極めて厳しい状況にあり、公共工事もより効果的・効率的な事業執行が求められています。公共事業を今後さらに効率化するには、民間の持つ技術力を積極的に活用することが重要となってきています。

このような背景の中、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行されました。品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定しており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げています。

公共工事の品質確保を図るためには、必要な技術的能力を有する者が施工を行う必要があります。発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるなど、受注者サイドの知恵や工夫の活用にも努めます。

総合評価方式では、これらを得点化し、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となります。

「九州地方整備局工事の総合評価落札方式における運用」【平成２４年度版】は、総合評価落札方式の透明性・公平性・安定性の向上を図ることを図るため、九州地方整備局における総合評価落札方式適用工事を対象として、その総合評価方式の概要と評価項目の設定及び配点等について現段階の基本的な考え方を示したものです。

今後、競争参加者等のご意見を伺いながら本資料の改善を行い、よりよい総合評価方式の構築を目指してまいります。

―― 目　次 ――

1. 総合評価方式の概要 1

1.1 総合評価方式の概要 1
1.2 九州地方整備局の入札契約方式と総合評価方式のタイプ 2
1.2.1 入札契約方式 2
1.2.2 標準型(Ⅰ型・ＷＴＯ) 3
1.2.3 標準型(Ⅱ型) 3
1.2.4 簡易型 3
1.2.5 特別簡易型 3
1.3 総合評価方式のフロー 4
1.4 総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定 5

2. 評価項目の設定及び配点 7

2.1 総合評価方式のタイプ毎の評価項目 7
2.1.1 標準型(Ⅰ型・WTO) 7
2.1.2 標準型(Ⅱ型) 7
2.1.3 簡易型 7
2.1.4 特別簡易型 7
2.2 標準型(Ⅰ型・WTO)の評価項目と配点 8
2.3 標準型（Ⅱ型)・簡易型・特別簡易型の評価項目と配点 11
2.3.1 技術提案（標準Ⅱ型）の評価 16
2.3.2 施工能力等(配置予定技術者の能力、企業の施工実績) 17
2.3.3 企業の施工実績　選択項目(オプション項目) 17
2.3.4 地域貢献等　選択項目(オプション項目) 17
2.4 簡易型の評価項目と配点 18
2.4.1 簡易な施工計画の評価 18
2.4.2 施工能力等(配置予定技術者の能力、企業の施工実績) 18
2.4.3 企業の施工実績　選択項目(オプション項目) 18
2.4.4 地域貢献等　選択項目(オプション項目) 18
2.5 加算点からの減点 19
2.5.1 減点の対象 19
2.5.2 減点項目の措置内容の申請について 20
2.6 技術資料提出時の留意事項について 20
2.6.1 「継続教育（ＣＰＤ）の状況」の評価について 20
2.6.2 「提出資料に不足があった場合の措置」について 20
2.6.3 配置予定技術者の同種工事の実績について 21
2.6.4 技術提案の数量等(数量、範囲、頻度等)の明確化について【標準型】 21
2.7 技術提案不履行時のペナルティ【標準型】 22
2.7.1 工事成績評定からの減点【標準型】 22
2.7.2 違約金の徴収【標準型】 22
2.8 経常、地域維持型及び特定建設共同企業体の評価について 23

3. 施工体制確認型 25

3.1 施工体制確認型の導入･拡充 25
3.2 施工体制評価点 25
3.3 施工体制確認型の審査・評価 26

4. 参考資料 27

4.1 簡易型の提出様式 27
4.2 標準Ⅱ型の提出様式 28

1. 総合評価方式の概要

1.1 総合評価方式の概要

「総合評価方式」は、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。

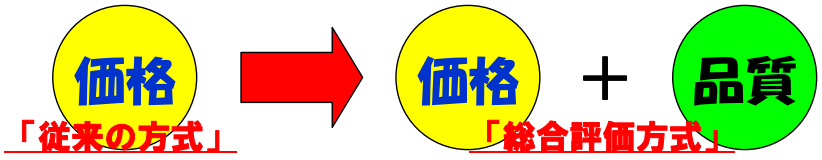

九州地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除することにより算出する。（除算方式）

図 1.1　　総合評価の落札者の決定方法

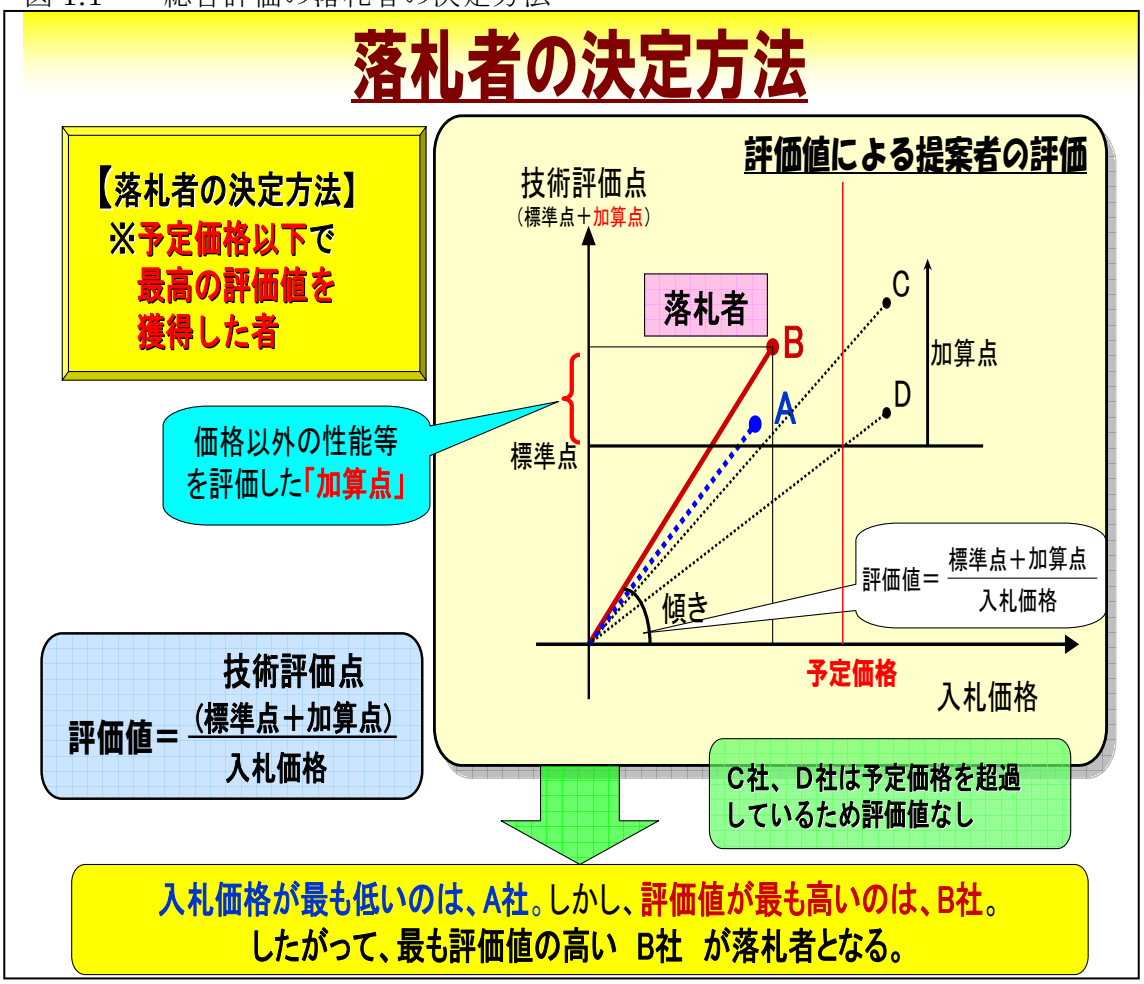

1.2 九州地方整備局の入札契約方式と総合評価方式のタイプ

1.2.1 入札契約方式

九州地方整備局では、すべての工事において一般競争入札を原則とする。

予定価格 2.5 千万円未満については工事希望型競争を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

また、予定価格が１千万円以上のすべての工事において、施工体制確認型総合評価落札方式を適用するものとする。

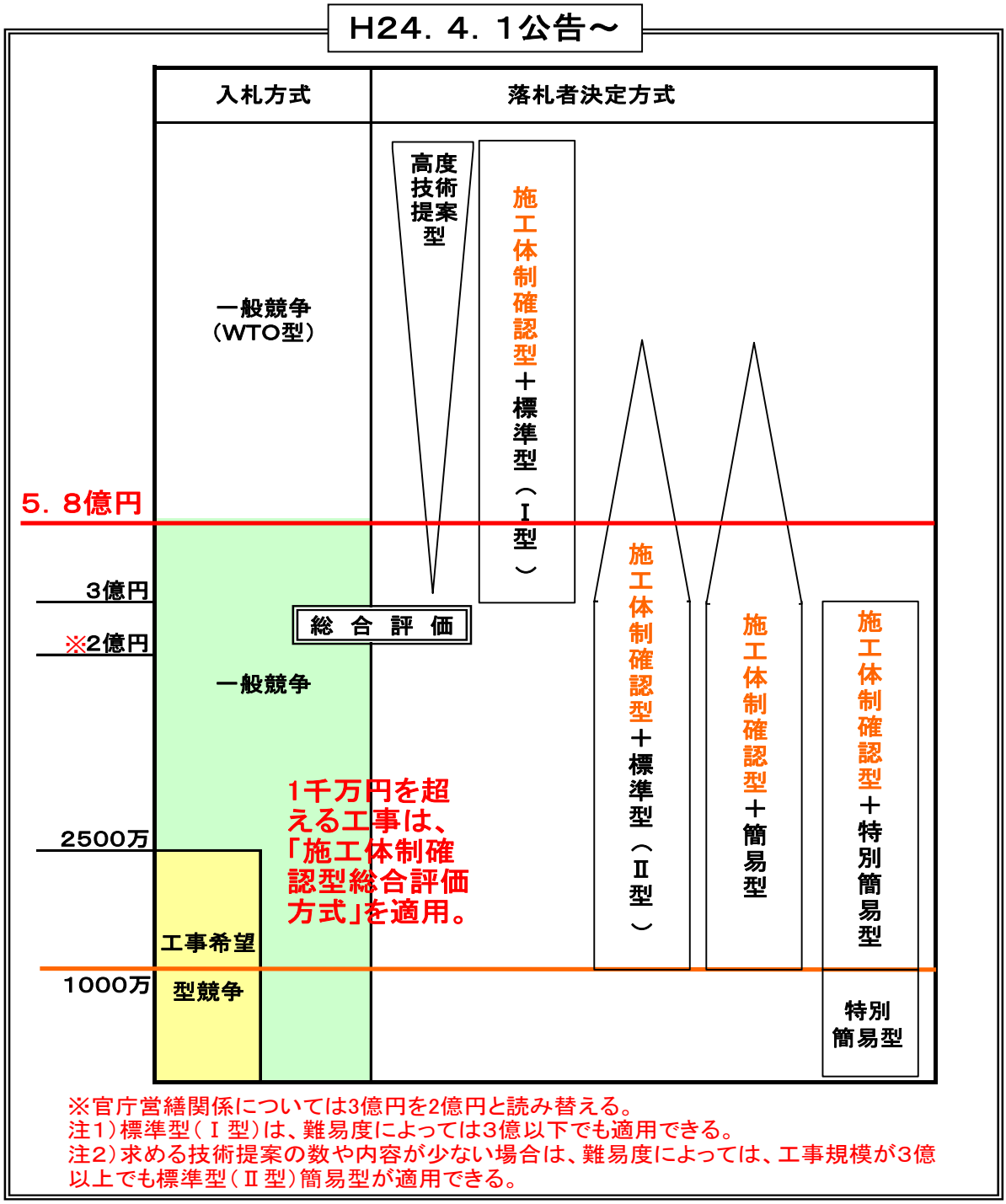

図 1.2.1　総合評価のタイプ別評価

1.2.2 標準型(Ⅰ型・ＷＴＯ)

標準型(Ⅰ型)は、複数の課題あるいは、技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工能力等（企業の施工実績、配置予定技術者の能力）と共に、複数の技術提案を求めることにより、さらなる工事の品質向上を期待するものである。なお、政府調達（WTO）対象工事は、協定に基づき施工能力等を評価項目としない。

1.2.3 標準型(Ⅱ型)

標準型(Ⅱ型)は、技術的な工夫の余地が小さいが、比較的難易度の高い工事において施工能力等（企業の施工実績、配置予定技術者の能力）や地域貢献等と共に、特定の課題の技術提案を求めることにより、工事の品質向上を期待するものである。

1.2.4 簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さく、難易度が普通の工事において施工能力等（企業の施工実績、配置予定技術者の能力）や地域貢献等、「設計図書(標準案)の範囲内で重点的に配慮すべきこと」について記述を求め、適切かつ確実な工事の品質確保を図るものである。

1.2.5 特別簡易型

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さく、難易度の低い工事において施工能力等（企業の施工実績、配置予定技術者の能力）や地域貢献等を求め、適切かつ確実な工事の品質確保を図るものである。

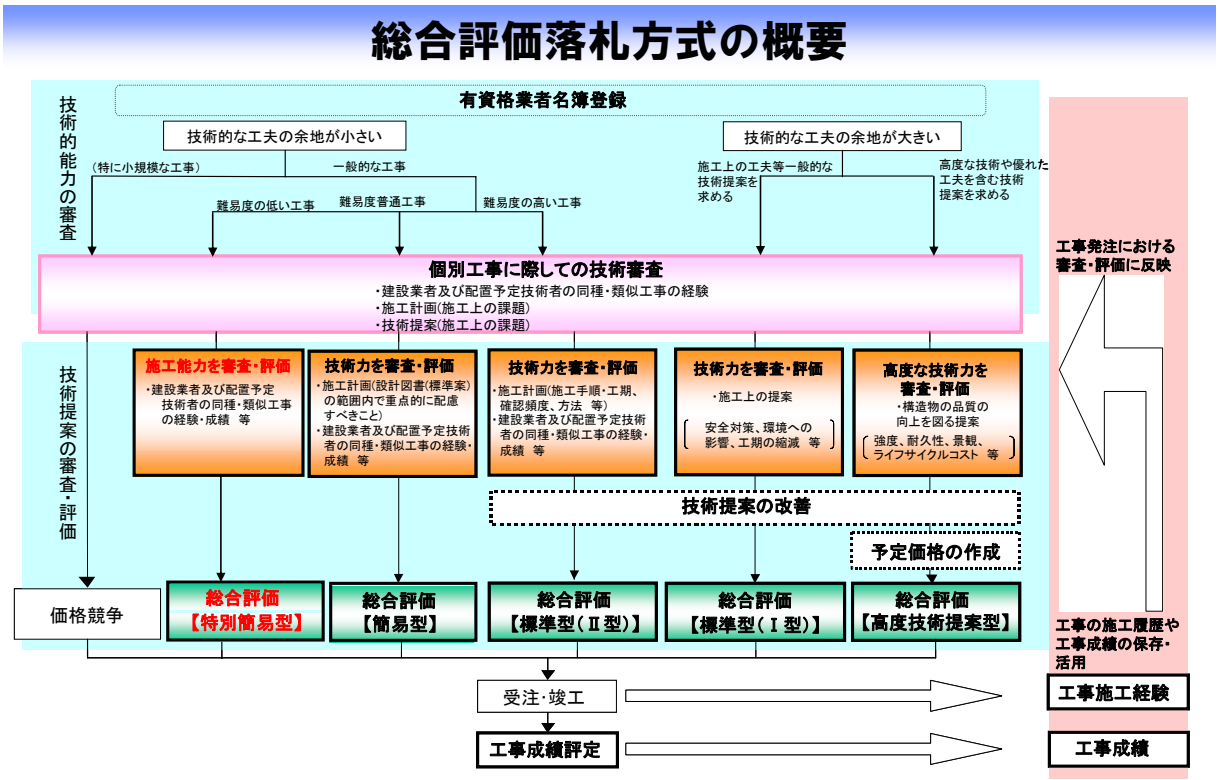

図 1.2.2　総合評価落札方式タイプ別概要

なお、高度技術提案型については、別途ガイドラインに基づき実施する。

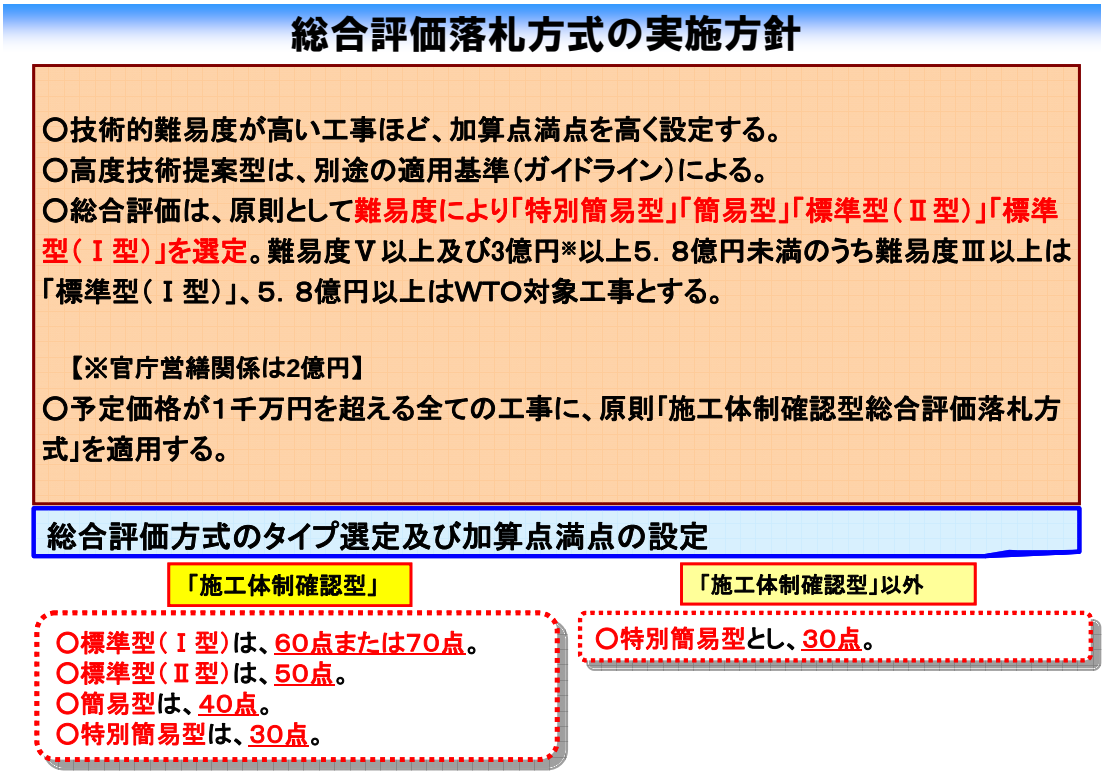

図 1.2.3　総合評価方式の実施方針

1.3 総合評価方式のフロー

総合評価方式の標準的な実施手順は下記のとおりである。

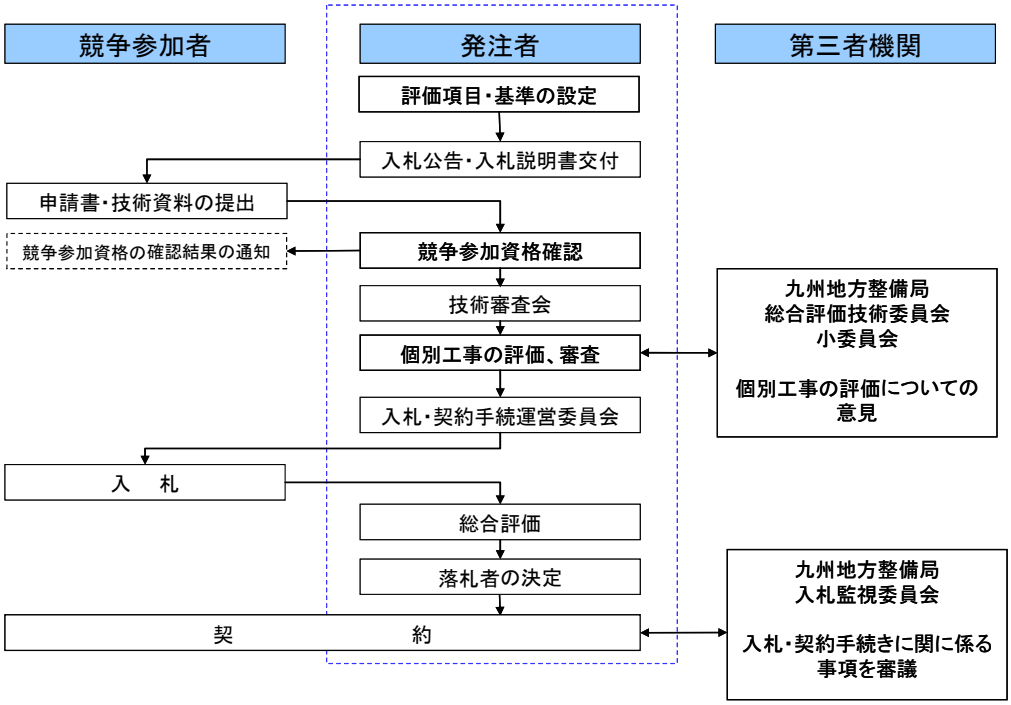

図 1.3.1　総合評価落札方式のフロー

総合評価方式を適用する工事については、競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会　小委員会」において意見を聞く事としている。また、入札・契約手続きに関する事項については、第三者機関「九州地方整備局入札監視委員会」において審議することとしている。

1.4 総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定

総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定は、工事規模や難易度により下記のように設定する。

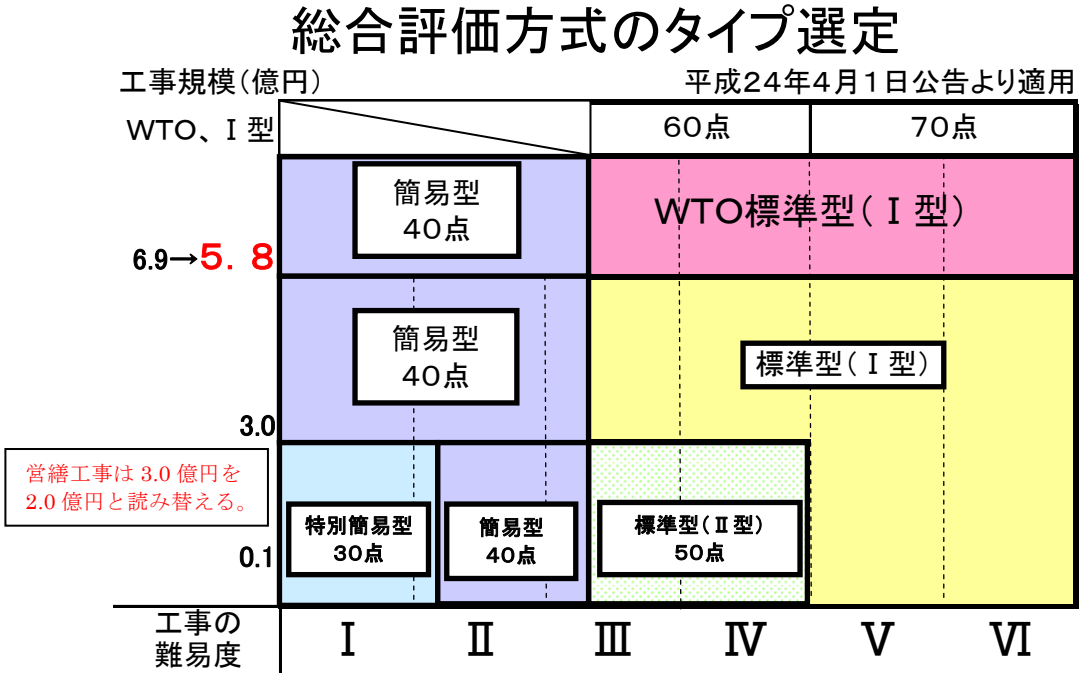

図 1.4.1　総合評価のタイプ別選定

＊土木工事以外で求める技術提案の数や内容が少ない工事の場合は、難易度がⅢ又はⅣで工事規模が３億円～５．８億円の場合でも標準型Ⅱ型を適用できる。

工事の技術的難易度（河川・道路関係）

出典：国土交通省 請負工事成績評定要領

事業分類	工事区分	低 ← 工事難易度 → 高					
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル（推進）、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル（山岳、シールド、開削）			易	やや難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面対策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工　等	易	やや難	難			
	共同溝（推進・開削）、橋梁上部・下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル（山岳、シールド、開削）、共同溝（シールド）			易	やや難	難	
	トンネル（沈埋）				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			

工事の技術的難易度（官庁営繕関係）

建物機能分類	建物例	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
１．簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
２．一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
３．特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

図 1.4.2　工事の技術的難易度（河川・道路）

総合評価落札方式のタイプ選定基準及び配点

平成２３年度			平成２４年度	
下記によりタイプを選定 ・工事規模（価格） ・技術的難易度 （事業分類、工事区分毎の難・易）		評価方式の選択	下記によりタイプを選定 ・工事規模（価格） ・技術的難易度 （事業分類、工事区分毎の難・易）	
高度技術提案型			高度技術提案型	
標準型（WTO）	技術提案は2又は3テーマ （1テーマ当たり5提案迄が基本）		標準型（WTO）	技術提案は2又は3テーマ （1テーマ当たり5提案迄が基本）
標準型（Ⅰ型）	技術提案は2又は3テーマ （1テーマ当たり5提案迄が基本）		標準型（Ⅰ型）	技術提案は2又は3テーマ （1テーマ当たり5提案迄が基本）
標準型（Ⅱ型）	技術提案1又は2テーマ （1テーマ：600文字かつ5提案迄が基本）		標準型（Ⅱ型）	技術提案1テーマ （1テーマ：800文字かつ4提案迄が基本）
簡易型	簡易な施工計画1テーマ （200文字まで×2提案が基本）		簡易型	簡易な施工計画1テーマ （400文字まで×1提案が基本）
―	―		特別簡易型	簡易な施工計画を求めない。

技術提案の**テーマ**とは、「工事目的物の性能・機能に関する事項」「社会的要請に関する事項」「施工上配慮すべき事項」等の具体の評価項目をまとめたもの。
技術提案及び簡易な施工計画は、テーマの具体的内容に応じて、求める提案。

平成24年度　タイプ選定毎の配点

評価項目		特別簡易型	簡易型	標準型				
				標準型（Ⅱ型）	標準型（Ⅰ型）		標準型（WTO）	
簡易な施工計画		―	10	―	―	―	―	―
技術提案		―	―	20	40	50	60	70
施工能力等	技術者評価	10	10	10	10 →8	10 →8	―	―
	企業評価	14	10→14	10 →14	10→12	10→ 12	―	―
地域貢献等		6	10→6	10→6	―	―	―	―
加算点満点		30	40	50	60	70	60	70
備考			簡易な施工計画1テーマ400文字までが基本）	技術提案1テーマ 1テーマ:(800文字以内かつ4提案迄)	技術提案は２又は３テーマ （1テーマ当たり5提案迄が基本）			
手続き期間		約1ヶ月	約1ヶ月	約1ヶ月	約2ヶ月	約3ヶ月		

易しい　←　工事の難易度　→　難しい

図 1.4.3　タイプ別選定基準及び配点一覧表

2. 評価項目の設定及び配点

2.1 総合評価方式のタイプ毎の評価項目

表２．１に準じて、総合評価方式のタイプ【標準型(Ⅰ型・WTO)、標準型(Ⅱ型)、簡易型、特別簡易型】により評価項目を設定する。

2.1.1 標準型(Ⅰ型・WTO)

技術提案として２又は３テーマを設定する。

政府調達対象工事「標準型(WTO)」については、外国企業も参加対象となるため評価項目は技術提案のみとし、施工能力等（配置予定技術者の能力、企業の施工実績）については評価項目としない。

2.1.2 標準型(Ⅱ型)

技術提案として１テーマ設定し、４提案迄求める。

2.1.3 簡易型

簡易な施工計画を１テーマ設定し、１提案を求める。

2.1.4 特別簡易型

簡易な施工計画を求めず、施工能力等（配置予定技術者の能力、企業の施工実績）について評価する。

凡例）　◎：必須項目　○：選択項目

評価の視点	評価項目		特別簡易型	簡易型	標準型 Ⅱ型	標準型 Ⅰ型	標準型 WTO
①簡易な施工計画	簡易な施工計画（１テーマ：設計図書（標準案）の範囲内で重点的に配慮すべきこと）			◎			
②技術提案	目的物の性能・機能に関する事項	性能・機能				◎	◎
	社会的要請に関する事項	環境の維持					
		交通の確保					
		特別な安全対策					
		省資源対策またはリサイクル対策					
	総合的なコストに関する事項及び施工計画	ライフサイクルコスト					
		施工上配慮すべき事項					
		契約後VEにつながる基本的な考え方					
	施工上の課題に対する技術提案（1テーマ）				◎		
③配置予定技術者の能力	工事成績		◎	◎	◎	◎	
	表彰(優秀技術者)		◎	◎	◎	◎	
	資格		◎	◎	◎		
	継続教育(CPD)の状況【下記以外】		◎	◎	◎		
	指定する工事の施工実績【電気設備、通信設備、受変電設備、機械設備(ポンプ等製作据付)】		◎	◎	◎		
	同種工事の施工実績【営繕関係のみ】		◎	◎	◎	◎	
	オプション	同種工事の実績件数	◎	要により選択	要により選択	要により選択	
		発注者の指定する資格保有技術者	要により選択				
		配置予定技術者の経験年数【営繕関係のみ】					
		その他					

評価の視点	評価項目		特別簡易型	簡易型	標準型 Ⅱ型	標準型 Ⅰ型	標準型 WTO
④企業の施工実績	工事成績		◎	◎	◎	◎	
	表彰(安全・優良施工・災害復旧等功労業者・VE提案優良業者)又は工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等功労感謝状		◎	◎	◎	◎	
	工事の手持ち状況		◎	◎	◎		
	配置予定技能者表彰及び登録基幹技能者配置		◎	◎	◎	◎	
	同種工事の施工実績【営繕関係のみ】		◎	◎	◎	◎	
	下請け予定技術者の表彰実績		○	○	○	◎	
	オプション	別表参照	○	○	○	○	
⑤地域貢献等	オプション	別紙参照	◎ 必要項目選択	◎ 必要項目選択	◎ 必要項目選択		
⑥地元企業活用評価型	地元企業活用比率				○	○	
⑦施工体制の審査・評価	品質確保のための体制等を確認し、施工内容の確実な実現性を審査・評価 ・品質確保の実効性 ・施工体制確保の確実性		◎	◎	◎	◎	◎
⑧減点項目	事故及び不誠実な行為に対する、「指名停止」「文書注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の10%又は5%を減点する。		◎	◎	◎	◎	

表 2.1　総合評価方式のタイプ毎の評価項目

2.2 標準型(Ｉ型・WTO)の評価項目と配点

表２．２に準じて、工事内容や現場状況等により評価項目を設定する。なお、政府調達対象工事「標準型(WTO)」の評価項目は技術提案のみとする。

※地元企業活用評価型

地域に精通した優良な地元下請け企業が施工することで、工事の品質確保及び地元企業の健全な育成を目指し試行する。本店が施工県以外の参加者が見込まれる一般土木（A）又は（B）、プレストレスト・コンクリート及び建築工事で、地元企業の下請け活用や資材等の地元企調達を図るために、総合評価方式で地元企業の活用について評価する。

ただし、政府調達対象工事「標準型(WTO)」では、地元企業活用評価型は実施しない。

WTO・標準型（Ｉ型）【河川・道路】

評価項目の満点に対しての評価割合（率）A：100%、B：75%、C：50%、D：25%、E：0%
a：100%、b：83%、c：67%、d：50%、e：33%、f：17%、g：0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO		標準型（Ｉ型）	
技術提案		目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画に係る技術提案 （2～3テーマとする。1テーマあたり5提案までを基本とする。）	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画	提案に見合った段階数を設定	課題毎に定量評価又は定性評価を行う。	60.0 ～ 70.0	60 ～ 70	40.0	40
配置予定技術者の能力	必須	工事成績	地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の過去4ヵ年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上：a 78点以上80点未満：b 76点以上78点未満：c 74点以上76点未満：d 72点以上74点未満：e 70点以上72点未満：f 70点未満：g			6.0	8
		表彰（優秀技術者）	地方整備局（港湾空港関係を除く）より表彰を受けた工事における申請された直近4ヵ年の実績（工事種別は問わない）	3段階	局長表彰：A 事務所長表彰：C なし：E			2.0	
企業の施工実績	必須	工事成績	地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した当該工事種別の過去4ヵ年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上：a 78点以上80点未満：b 76点以上78点未満：c 74点以上76点未満：d 72点以上74点未満：e 70点以上72点未満：f 70点未満：g			6.0	12
		表彰（安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者）、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	地方整備局（港湾空港関係を除く）より表彰を受けた工事における申請された直近2ヵ年の実績（工事種別は問わない）	3段階	局長表彰、認定：A 事務所長表彰、感謝状：C なし：E			2.0	
		○○工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	5段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（大臣表彰）：A、 国土交通功労者表彰（優秀現場従事者）（局長表彰）：B、 国土交通功労者表彰（優秀現場従事者）（事務所長表彰）：C、 当該工事内容に該当する登録基幹技能者の配置：D、 なし：E			2.0	
		下請け予定業者の表彰実績	平成18年度以降の表彰実績	2段階	優良工事における下請者表彰 （事務所長表彰）：A 、 なし：E			2.0	
減点項目			九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止：加算点満点の10% 文書注意：加算点満点の5%			▲6.0又は3.0	
合 計						60～70		60	

表 2.2.1　標準型（Ｉ型・ＷＴＯ）【河川・道路】評価項目と配点

WTO・標準型(Ⅰ型)【営繕関係】

評価項目の満点に対しての評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類			評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO		標準型(Ⅰ型)	
技術提案			目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画に係る技術提案 (2～3テーマとする。1テーマあたり5提案までを基本とする。)	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画	提案に見合った段階数を設定	課題毎に定量評価又は定性評価を行う。	60～70	60～70	40.0	40
施工能力等	配置予定技術者の能力	必須	工事成績	大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の当該工事種別における過去4ヵ年度＋当該年度のうち申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g			4.0	8
			表彰(優秀技術者)	大臣官房官庁営繕部又は地方整備局より表彰を受けた当該工事種別の工事における申請された直近4ヵ年の実績。	3段階	局長:A 事務所長:C なし:E			2.0	
			同種工事の施工実績	提出された同種工事の施工実績が公共性のある施設であること (公共性のある施設とは建築法施行令第27条第1項の各号に定める工事)	2段階	同種工事が公共性のある施設であり、かつ当該工事の規模以上の工事の場合:A 上記以外:E			2.0	
	企業の施工実績	必須	工事成績	大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の当該工事種別における過去4ヵ年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g			6.0	12
			表彰(安全・優良施工・災害復旧等功労業者・VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	大臣官房官庁営繕部又は地方整備局より表彰を受けた当該工事種別の工事における直近2ヵ年のうち申請された1件の実績	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E			2.0	
			同種工事の施工実績	提出された同種工事の施工実績が公共性のある施設であること (公共性のある施設とは建築法施行令第27条第1項の各号に定める工事)	2段階	同種工事が公共性のある施設であり、かつ当該工事の規模以上の工事の場合:A 上記以外:E			2.0	
			○○工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 (※但し、工種によってはオプションとする)	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	5段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰):A、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰):B、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰):C、 当該工事内容に該当する登録基幹技能者の配置:D、 なし:E			2.0	
		オプション(最大2項目選択)	2項目選択の場合は、オプション項目参照	オプション項目参照(オプション項目は、標準(Ⅱ型)・簡易型・特別簡易型【河川・道路】の企業の施工実績を参照)						
減点項目				九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%			▲6.0又は3.0	
合 計							60～70		60	

表 2.2.2　標準型（Ⅰ型・ＷＴＯ）【営繕関係】評価項目と配点

2.3 標準型（Ⅱ型)・簡易型・特別簡易型の評価項目と配点

表２．３に準じて、工事内容や現場状況等により評価項目を設定する。

※地元企業活用評価型

地域に精通した優良な地元下請け企業が施工することで、工事の品質確保及び地元企業の健全な育成を目指し試行する。本店が施工県以外の参加者が見込まれる一般土木（A）又は（B）、プレストレスト・コンクリート及び建築工事で、地元企業の下請け活用や資材等の地元企調達を図るために、総合評価方式で地元企業の活用について評価する。

標準型(Ⅱ型)・簡易型・特別簡易型【河川・道路】

評価項目の満点に対しての評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	標準型(Ⅱ型)		簡易型		特別簡易型	
技術提案		施工上の課題(品質)に対する技術提案 (1テーマとする。1テーマあたり4提案までを基本とする)	発注者が指定した施工上の課題への対応	5段階	提案毎に「○、－、×」の3段階を行い、4提案の評価の合計点とする。(ただし、二つ以上の提案を一つの提案として評価する場合がある。) 「○」⇒5点 「－」⇒0点 「×」⇒0点 4提案全てが「×」の場合、「参加資格なし」	20.0	20				
簡易な施工計画		「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」 (1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	3段階	「現地環境条件の把握」「重点的に配慮すべき事項への対応」の記載について、それぞれ「優、可、不可」の3段階を行い、2つの評価の合計点とする。 「優」⇒5点 「可」⇒0点 「不可」⇒「×」 1つでも「不可」がある場合、「参加資格なし」			10.0	10		
配置予定技術者の能力	必須	工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の過去4ヵ年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0	10	4.0	10	4.0	10
		表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近4ヵ年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰:C なし:E	2.0		2.0		2.0	
		配置予定技術者の資格 【下記以外】	1級土木施工管理技士の経験 又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	10年以上:A 5年以上10年未満:B 3年以上5年未満:C 3年未満:E 《指導員の同時配置》 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	1.0		1.0		1.0	
		配置予定技術者の資格 【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備、機械設備(ポンプ等製作据付)の場合】	1級○○施工管理技士の経験 (○○は工種によって「土木」「造園」又は「電気」となる)	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0		1.0		1.0	
		継続教育(CPD)の状況 【下記以外】	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得 (証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A　なし:E	1.0		1.0		1.0	
		指定する工事の施工実績 【工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備、機械設備(ポンプ等製作据付)の場合】	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A　なし:E	1.0		1.0		1.0	
	オプション項目	同種工事の実績件数 【特別簡易型は必須】	申請された同種工事の実績件数 (但し、参加資格要件で申請した同種工事は除く)	3段階	2件:A ， 1件:C ， なし:E	2.0		2.0		2.0	
		発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階～3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、 なし:E 等、適宜設定可	1.0～2.0		1.0～2.0		1.0～2.0	
		その他	工事特性により適宜設定可	2段階～3段階	工事特性により適宜設定可	1.0～2.0		1.0～2.0		1.0～2.0	

表 2.3.1(1)　標準型(Ⅱ型)、簡易型、特別簡易型【河川・道路】評価項目と配点

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	標準型(Ⅱ型)		簡易型		特別簡易型	
企業の施工実績	必須	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4ヵ年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0	14	4.0	14	4.0	14
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2ヵ年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E	2.0		2.0		2.0	
		工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	0.2未満:A 、0.4未満:B 、 0.6未満:C 、0.8未満:D 、 0.8以上:E	4.0		4.0		4.0	
		○○工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 (※但し、工種によってはオプションとする)	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	5段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰):A、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰):B、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰):C、 当該工事内容に該当する登録基幹技能者の配置:D、 なし:E	2.0		2.0		2.0	
	オプション項目	施工実績の規模 【規模要件を緩和した工事は必須(営繕は除く)】	入札参加要件の同種工事の施工実績規模	3段階	当該工事の施工規模以上:A、 指定した規模以上～当該工事規模未満:C、 指定した工事規模未満:E	―		2.0		2.0	
		下請け予定業者の表彰実績	平成18年度以降の表彰実績	2段階	優良工事における下請者表彰 (事務所長表彰):A 、 なし:E	1.0		1.0		1.0	
		○○工事の実績	入札参加要件(同種条件)では設定していない指定する工種の施工実績	2段階～3段階	実績あり:A 、 なし:E または、 ○件以上:A 、 1件以上～○件未満:C 、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		新技術の活用	有用な新技術を当該工事活用	3段階	NETIS登録の推奨技術、推奨技術候補、設計比較対象技術、小実績優良技術、活用促進技術の活用:A 上記以外のNETIS登録技術の活用:C なし:E	1.0		1.0		1.0	
		情報化施工技術の活用	情報化施工技術を当該工事で活用	2段階	活用あり:A 、 活用なし:E	―		1.0		―	
		ISOの認証取得状況	ISO9001、14001の認証取得状況	3段階	両方取得:A 、どちらか取得:C 、 なし :E	1.0		1.0		1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	建設業労働災害防止協会策定の「労働安全衛生マネジメントシステム」等の取得状況	2段階	取得:A 、 なし:E	1.0		1.0		1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	建設業労働災害防止協会へ加入の有無	2段階	加入:A 、 なし:E	1.0		1.0		1.0	
		建設業退職金共済制度加入	制度に加入の有無	2段階	加入:A 、 なし:E	1.0		1.0		1.0	
		その他評価すべき項目	―	-	―	1.0		1.0		1.0	

表 2.3.1(2)　標準型(Ⅱ型)、簡易型、特別簡易型【河川・道路】評価項目と配点

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	標準型(Ⅱ型)		簡易型		特別簡易型	
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2ヵ年度＋当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0	6	2.0	6	2.0	6
		維持工事等の実績	過去1ヵ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A 、県又は市町村の実績あり:C 、なし:E	2.0		2.0		2.0	
		近隣地域内工事の実績	過去5ヵ年度＋当該年度の実績	3段階	3件以上:A 、1から2件:C 、なし:E	2.0		2.0		2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A 、2名以上:C 、2名未満:E	2.0		2.0		2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A 、15年以上:C 、15年未満:E	2.0		2.0		2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階～3段階	地域内に本店あり:A 、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A 、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0		2.0		2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A 、リース〇年:C 、なし:E	2.0		2.0		2.0	
		〇〇〇(〇〇・〇〇)の施工県産使用予定	当該工事における施工県産の建設資材(コンクリート二次製品等具体的に提示した資材)の使用の有無	2段階	あり:A 、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		ボランティア活動による表彰等の実績	指定する地域における過去2ヵ年度+当該年度の行政機関からの表彰・感謝状の実績	2段階	実績あり:A 、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		新規若年者雇用	平成〇年1月以降(直近2年間)に24歳以下の若年者を採用(健康保険有)し、資料提出期限日における雇用の有無	2段階	あり:A 、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		水防団員(消防団員)の雇用	指定する地域内において、社員が水防団、消防団に所属している	2段階	所属社員有:A 、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		障害者の雇用状況	施工県内の本店・支店・営業所において、資料提出期限日における障害者の雇用の有無	2段階	雇用あり:A 、 なし:E	1.0		1.0		1.0	
		高年齢者の雇用状況	施工県内の本店・支店・営業所において、資料提出期限現在における高年齢者の雇用の有無	2段階	雇用あり:A 、 なし:E	1.0		1.0		1.0	
		その他評価すべき項目	－	－	－	1.0		1.0		1.0	
減点項目			九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲5.0又は2.5		▲4.0又は2.0		▲3.0又は1.5	
合 計						50		40		30	

表 2.3.1(3)　標準型(Ⅱ型)、簡易型、特別簡易型【河川・道路】評価項目と配点

標準型(Ⅱ型)・簡易型 【営繕関係】

評価項目の満点に対しての評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	標準型(Ⅱ型)		簡易型	
技術提案		施工上の課題(品質)に対する技術提案 (1テーマとする。1テーマあたり4提案までを基本とする)	発注者が指定した施工上の課題への対応	5段階	提案毎に「○、－、×」の3段階を行い、 4提案の評価の合計点とする。 (ただし、二つ以上の提案を一つの提案として評価する場合がある。) 「○」⇒5点 「－」⇒0点 「×」⇒0点 4提案全てが「×」の場合、「参加資格なし」	20.0	20	－	－
施工計画	簡易な	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」 (1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める。	3段階	「現地環境条件の把握」「重点的に配慮すべき事項への対応」の記載について、それぞれ「優、可、不可」の3段階を行い、2つの評価の合計点とする。 「優」→5点 「可」→0点 「不可」→「×」 一つでも「不可」がある場合、「参加資格なし」	－	－	10.0	10
配置予定技術者の能力	必須	工事成績	大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の当該工事種別における過去4ヵ年度＋当該年度のうち申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0	10	4.0	10
		表彰(優秀技術者)	【官庁営繕】 大臣官房官庁営繕部又は地方整備局より表彰を受けた当該工事種別の工事における申請された直近4ヵ年の実績 【土木営繕】 地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近4ヶ年の実績	3段階	局長:A 事務所長:C なし:E	2.0		2.0	
		配置予定技術者の資格	当該工事種別の監理技術者になり得る資格取得からの年数	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0		1.0	
		同種工事の施工実績	提出された同種工事の施工実績が公共性のある施設であること(公共性のある施設とは、建築法施行令第27条第1項の各号に定める工事)	2段階	同種工事が公共性のある施設であり、かつ当該工事の規模以上の工事の場合:A　上記以外:E	1.0		1.0	
		継続教育(CPD)の状況 (※但し、工種によってはオプションとする)	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得 (証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A　なし:E	1.0		1.0	
	オプション項目(1項目必須、最大2項目)	発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること	2段階	資格あり配置可:A、それ以外:E	1.0		1.0	
		配置予定技術者の経験年数	当該工事種別の工事における現場代理人又は当該工事の求める主任技術者、監理技術者の経験年数	3段階	10年以上:A　10年未満:C　なし:E				
		同種工事の実績件数	申請された同種工事の実績件数 (但し、参加資格要件で申請した同種工事は除く)	3段階	2件以上:A　、1件:C　、なし:E				
		その他	工事特性により適宜設定	2段階～3段階	工事特性により適宜設定				
企業の施工実績	必須	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の当該工事種別における過去4ヵ年度＋当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0	14	4.0	14
		表彰(安全・優良施工・災害復旧等功労業者・VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	【官庁営繕】 大臣官房官庁営繕部又は地方整備局より表彰を受けた当該工事種別の工事における直近2ヵ年のうち申請された1件の実績 【土木営繕】 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2ヵ年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰、感謝状:C なし:E	2.0		2.0	
		工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	0.2未満:A　、0.4未満:B　、 0.6未満:C　、0.8未満:D　、 0.8以上:E	4.0		4.0	
		同種工事の施工実績	提出された同種工事の施工実績が公共性のある施設であること(公共性のある施設とは、建築法施行令第27条第1項の各号に定める工事)	2段階	同種工事が公共性のある施設であり、かつ当該工事の規模以上の工事の場合:A 上記以外:E	2.0		2.0	
		○○工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 (※但し、工種によってはオプションとする)	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	5段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰):A、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰):B、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰):C、 当該工事内容に該当する登録基幹技能者の配置:D、 なし:E	2.0		2.0	
	オプション項目	オプション項目参照(オプション項目は、標準(Ⅱ型)・簡易型・特別簡易型【河川・道路】の企業の施工実績を参照)				－		－	
地域貢献等	オプション項目	オプション項目参照(オプション項目は、標準(Ⅱ型)・簡易型・特別簡易型【河川・道路】の地域貢献等を参照) (3項目以上必須)				6.0	6	6.0	6
減点項目			九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲5.0又は2.5		▲4.0又は2.0	
合　計						50		40	

表 2.3.2　標準型(Ⅱ型)、簡易型、特別簡易型【営繕関係】評価項目と配点

2.3.1 技術提案（標準Ⅱ型）の評価

技術提案の評価は、課題毎に現場状況や過去の評価実績に基づき提案の価値（効果）に見合った評価を行うものである。

技術提案として１テーマを設定し、４提案迄求める。１提案は、概ね２００文字以内とする。

評価方法は、各企業の１つの提案を「○」、「－」、「×」で評価し、「○」の場合は評価し５点を加点する。「－」及び「×」の場合０点とし、加点しない。

技術提案の加算点は１提案５点とし、最大４提案２０点満点とするが、１つの提案を２つ以上に分けて記載した場合は、「１つの提案」として評価することがある。

（例：同じ技術提案内容を箇所を変え複数記載した場合など。）

すべての提案が「×」の場合、「競争参加資格無し」とする。

なお、必要以上の過度な提案については、過度な部分の提案をより優位に評価しない。

また、入札説明書等に「評価しない事項」として記載した提案は、評価しない。

１）技術提案の評価

提案毎の評価基準は下記フローのとおりとする。

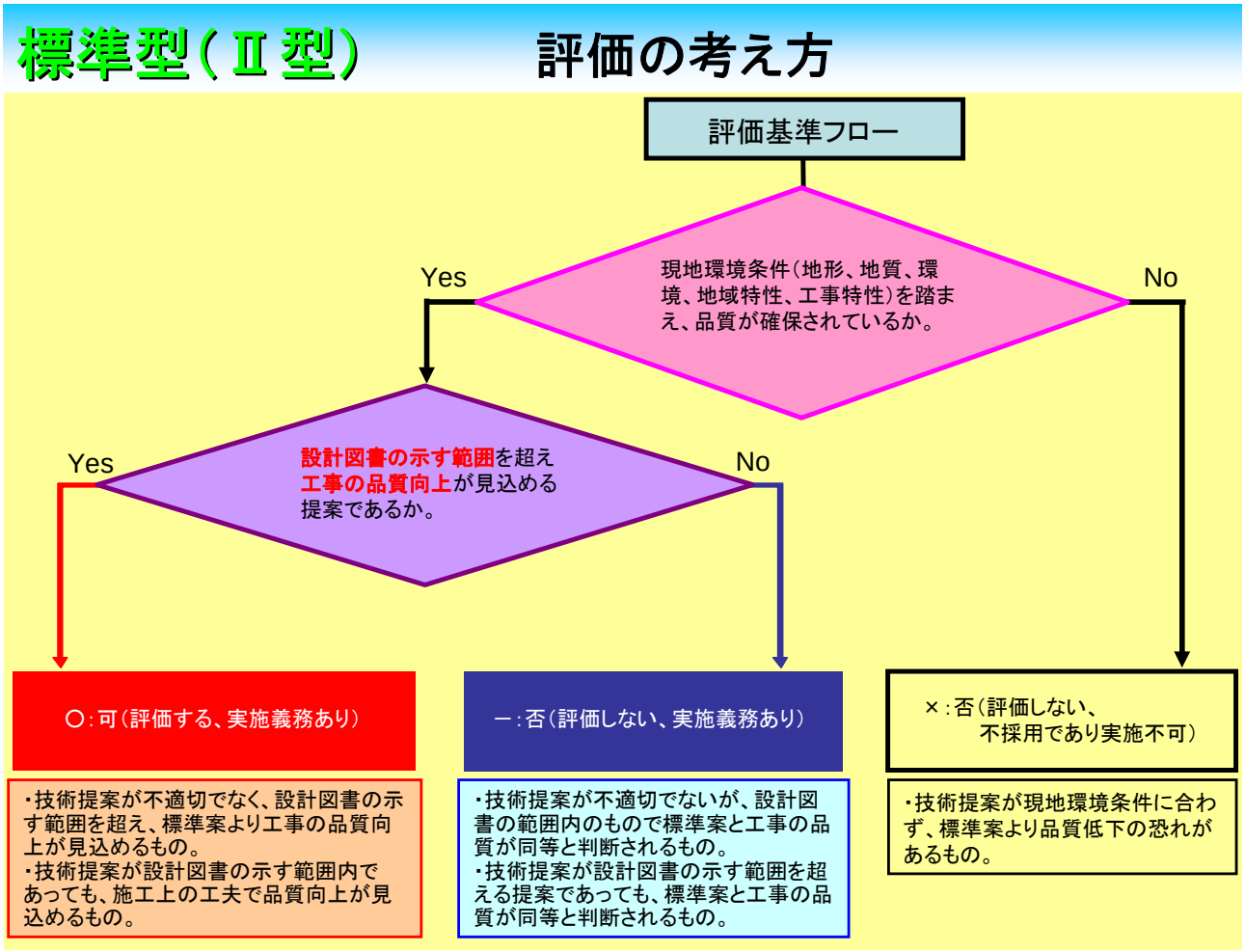

※設計図書の示す範囲とは、図面、特記仕様書、共通仕様書等に示す施工方法等

図 2.3　標準Ⅱ型における技術提案評価の考え方

① 【「○」：可（評価する、実施義務あり）の判断】　１提案５点を加点

提案内容は、「提案値入札書」に記載し入札時に提出するものとし、施工時に必ず実施しなければならない。

・技術提案が不適切でなく、設計図書の示す範囲を超え、標準案より工事の品質向上が見込めるもの。

・技術提案が設計図書の示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質向上が見込めるもの。

② 【「－」：否（評価しない、実施義務有り）の判断】　加点しない

「－」評価の技術提案については、受注後の施工計画書提出時に技術提案の実施について監督職員と協議し、標準案で施工することができる。

・技術提案が不適切でないが、設計図書の範囲内のもので標準案と工事の品質が同等と判断されるもの。

・技術提案が設計図書の示す範囲を超える提案であっても、標準案と工事の品質が同等と判断されるもの。

・効果が不明又は、テーマにそぐわない提案

③ 【「×」：不可（評価しない、不採用であり実施不可）の判断】　加点しない

・技術提案が現地環境条件に合わず、標準案より品質低下の恐れがあるもの。

2.3.2 施工能力等(配置予定技術者の能力、企業の施工実績)

配置予定技術者の能力、企業の施工実績の評価については、あらかじめ設定した評価基準により評価を行う。

配置予定技術者が複数で申請された場合は、評価が最も低い者で評価する。

2.3.3 企業の施工実績　選択項目(オプション項目)

企業の施工実績の選択項目（オプション）については、工事内容や現場状況等により適切に選択する。

2.3.4 地域貢献等　選択項目(オプション項目)

地域貢献等の選択項目（オプション）については、工事内容や現場状況等により適切に選択する。

2.4 簡易型の評価項目と配点

2.4.1 簡易な施工計画の評価

「簡易な施工計画」のテーマは、「設計図書(標準案)の範囲内で重点的に配慮すべきこと」として１テーマを設定し、１提案を求める。

簡易な施工計画は、提案した内容を「施工計画書」に記載し実施しなければならない。

「簡易な施工計画」は、「現地環境条件の把握」及び「重点的に配慮すべき事項への対応」をそれぞれ記載するものとし、各々２００文字以内で記載する。

１）施工計画の評価

評価方法は、「現地環境条件の把握」及び「重点的に配慮すべき事項への対応」を各々評価し「優」５点、「可」０点、「不可」の３段階で評価を行う。

なお、「現地環境条件の把握」又は「重点的に配慮すべき事項への対応」のいずれかに「不可」があった場合は、「競争参加資格無し」とする。

2.4.2 施工能力等(配置予定技術者の能力、企業の施工実績)

配置予定技術者の能力、企業の施工実績の評価については、あらかじめ設定した評価基準により評価を行う。

配置予定技術者が複数で申請された場合は、評価が最も低い者で評価する。

選択項目（オプション）については、工事内容や現場状況により適切に選択する。

2.4.3 企業の施工実績　選択項目(オプション項目)

企業の施工実績の選択項目（オプション）については、工事内容や現場状況等により適切に選択する。

2.4.4 地域貢献等　選択項目(オプション項目)

地域貢献等の選択項目（オプション）については、工事内容や現場状況等により適切に選択する。

2.5 加算点からの減点

事故及び不誠実な行為に対する、「指名停止」「文書注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の１０％又は５％を減点する。

2.5.1 減点の対象

下記の措置内容を減点対象とする。

なお、公告日に下記の減点対象期間が係る場合に減点する。

表 2.5.1　減点措置一覧

措置内容	減点対象期間	減点
①九州地方整備局の「指名停止」	指名停止期間に「指名停止期間と同期間（※）」を加えた期間 ※指名停止期間が１ヶ月未満の場合は「同期間を１ヶ月間」とする	加算点満点の10%を減点
②九州地方整備局の「文書注意【特別厳重注意】」	注意日を含む２ヶ月間	加算点満点の5%を減点
③九州地方整備局の「文書注意【厳重注意】」	注意日を含む１ヶ月間	
④九州 7 県の地方公共団体の「指名停止」	指名停止の期間	加算点満点の10%を減点
⑤九州 7 県の地方公共団体の「文書注意」	注意日を含む１ヶ月間	加算点満点の5%を減点

※九州７県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の７地方公共団体。他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人又は公営民間企業等は対象外とする。

※措置期間が７地方公共団体の場合は、当該地方公共団体自ら発注した工事に係る措置のみを対象とする。

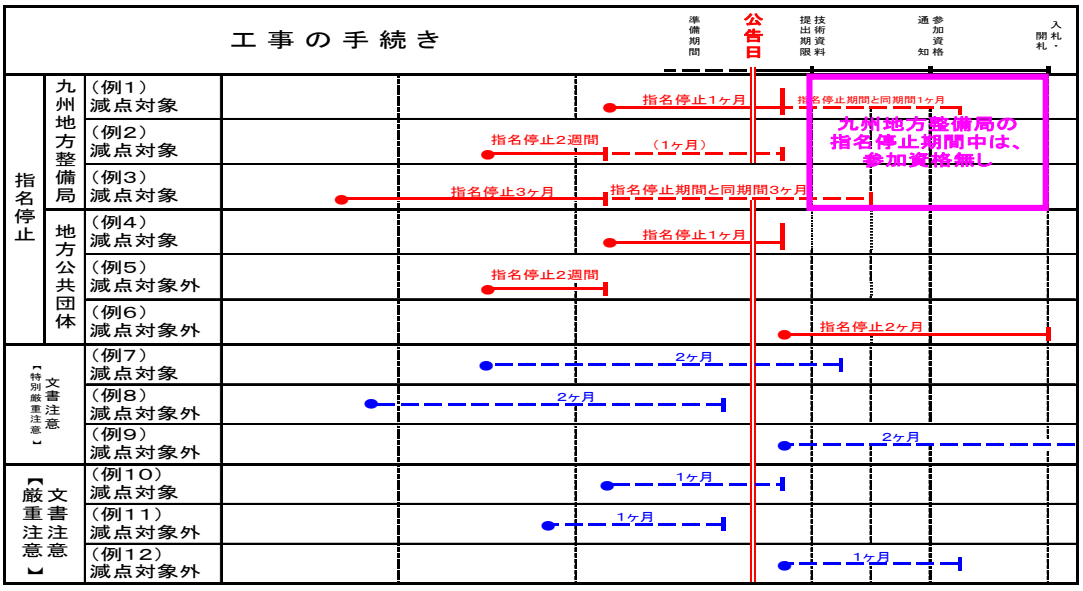

図 2.5　減点期間の考え方

2.5.2 減点項目の措置内容の申請について

減点項目に該当する措置を受けている者は、指定の様式に基づき自己申請により措置内容を申請する。

なお、減点項目の措置内容が申請されずに、落札後に減点項目に該当する措置を受けていることが確認された場合は、別途、指名停止要領により措置を行う。

2.6 技術資料提出時の留意事項について

2.6.1 「継続教育（ＣＰＤ）の状況」の評価について

各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術資料提出期限の過去１年以内のものを評価する。

推奨単位には、各団体で１年、２年、５年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。

なお、単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去１年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。

図 2.6　ＣＰＤ証明の単位集計の考え方

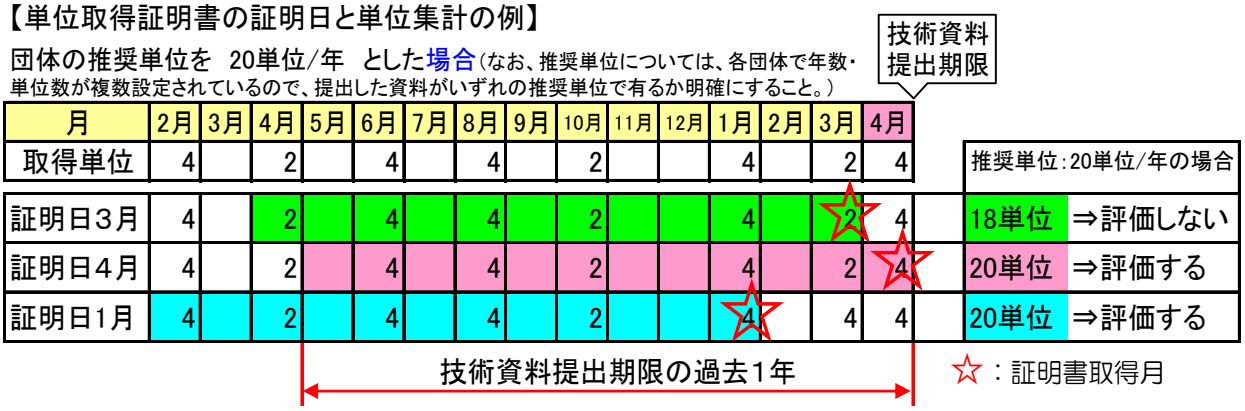

※『ＣＰＤ技術者証の写しとインターネットでの検索結果の写し』で単位取得証明書に代えることはできない。

各団体が発行する単位取得証明書が添付されていない場合は評価しないので、留意すること。

2.6.2 「提出資料に不足があった場合の措置」について

競争参加確認申請資料に不足がある場合は、提出資料を提出者自らチェックしチェックシートを提出することから、「競争参加確認申請資料に不足があった場合、原則として競争参加資格を認めない」こととする。

また、評価に関する添付書類が無い（又は不足する）場合は、加点評価しない。

2.6.3 配置予定技術者の同種工事の実績について

配置予定技術者の同種工事の実績については、『同種工事を判断できる資料がない場合は、原則として競争参加資格を認めない』としている。

よって、従事必要期間を設け同種工事の適正な実績を求める。

〇従事必要期間

①全体工期が１年未満の工事は、工期の半分以上を必要従事期間とする。

②全体工期が１年以上の工事は、６ヶ月を必要従事期間とする。

なお、2500 万円以下の工事で、コリンズへの竣工登録が無く、実際の従事期間が明確で無い工事については、実際の従事期間を明確にできる資料を添付すること。実際の従事期間が明確でない場合は、競争参加資格を認めない。

また、工期の半分又は６ヶ月の期間の計算は、日割り計算や月単位を基準とした計算があるが、いかなる計算条件でも必要従事期間を満たしていないと競争参加資格を認めない場合がある。

工事内容によっては必要従事期間を求めない場合があるので、工事毎の競争参加資格の内容を確認すること。

2.6.4 技術提案の数量等（数量、範囲、頻度等）の明確化について【標準型】

適正な評価及び監督・検査等を行うために、技術提案に数量等（数量、範囲、頻度等）を求める。

入札説明書に技術提案の留意事項として、下記を追加する。

・技術提案については、数量、範囲、頻度等（以下、「数量等」という。）を記載しどこの箇所の品質向上を図るかを明確にすること。数量等の記載が無く、提案の効果等が明確でない場合は、評価しない。

▼「数量等」を求める技術提案の記載例

施工上の課題　　〇〇対策について

１．〇〇〇〇について
〇〇（部位）のコンクリートに〇〇（材料）を使用し、〇〇（効果）を低減させ〇〇対策（目的）を実施する。
・使用箇所：〇〇〇
・使用材料：〇〇〇(NETIS：〇〇〇)
・使用期間：〇〇から〇〇まで（〇〇日間）
・使用数量：延べ　〇〇〇m2

数量、範囲、頻度等を必ず記載すること。

2.7 技術提案不履行時のペナルティ【標準型】

正当な理由なく、履行義務がある技術提案が実施できない場合は、下記の措置を行う。

2.7.1 工事成績評定からの減点【標準型】

受注者により提案された技術提案（施工上の課題）が、受注者の責により実施できない場合（提案が履行できない場合）は、工事成績評定から、実施できなかった技術提案項目に応じて、その項目の配点相当を減点するものとする。

（例）

・○○○○の対策について（５点）が履行できない場合　→最大５点を減点する。

2.7.2 違約金の徴収【標準型】

受注者により提案された技術提案が、受注者の責により実施できない場合（提案が履行できない場合）は、技術提案全体の再評価を行い、当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（下式参照）を違約金として徴収する場合がある。

（違約金算出式）

違約金＝当初契約額×（１－施工後の評価点／当初契約時の評価点）

注）施工後の評価点：技術提案書の再評価を行い、決定した評価点

2.8 経常、地域維持型及び特定建設共同企業体の評価について

「既に解散した経常、地域及び特定建設共同企業体（以下「解散後の建設共同企業体」という）」について、単体企業又は新たな建設共同企業体として、解散後の建設共同企業体の実績で競争参加確認申請書が提出された場合の取扱については、原則以下のとおり。

１．同種工事の施工実績（競争参加資格）

単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。

２．企業の総合評価の方法

１）工事成績：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の成績を反映させる。

２）表彰：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の表彰を評価の対象とする。

３）実績：その外の評価項目（「災害協定に基づく活動実績」「維持工事等の実績」「近隣地域内工事の実績」等）についても資料が提出された場合は、単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を評価の対象とする。

３．その他

１）同一の経常、地域維持型又は特定建設共同企業体の企業の実績は認め、評価対象とする。

２）配置予定技術者の「同種工事」の実績及び「総合評価」における評価は、解散後の建設共同企業体の実績を認め及び評価の対象とする。

３）上記１、２、３．１）及び３．２）については、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上のものに限る。

ただし、地域維持型建設共同企業体については、出資比率は問わない。

企業評価における経常JV、地域JVの評価（一覧表）

※JV又は単体の実績を問わず、各構成員が受注した工事は全て評価の対象とする。

分類	評価項目	評価基準
企業の施工実績	工事成績	構成員毎の工事成績の平均値を平均した値
	表彰（安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者）、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状	当該JV又は構成員のいづれか1社の実績でよい
	工事の手持ち状況	すべての構成員の実績
	○○工事の実績	すべての構成員の実績を申請してよい （ただし、当該JVの実績（同一工事）を単体毎に記載した場合は1件の工事として評価する）
	ISOの認証取得状況	構成員のいづれか1社の実績でよい （ただし、入札説明書4．競争参加資格（11）による本店又は支店等営業所が取得事業所に含まれていること）
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	構成員のいづれか1社の実績でよい （ただし、入札説明書4．競争参加資格（11）による本店又は支店等営業所が取得事業所に含まれていること）
	建設業労働災害防止協会加入	構成員のいづれか1社の実績でよい
	建設業退職金共済制度加入	すべての構成員が加入していること （構成員のうち1社でも加入していない場合は評価しない）
地域貢献等	災害協定に基づく活動実績	すべての構成員の実績を申請してよい（高い方で評価する）
	維持工事等の実績	当該JV又は構成員のいづれか1社の実績でよい
	近隣地域内工事の実績	当該JV又は構成員のいづれか1社の実績でよい
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	すべての構成員の技術者を申請してよい
	継続的な営業に基づく信頼度	構成員のいづれか1社の実績でよい
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	当該JVの親会社の本社（本店）の所在地 （一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の登録住所）
	専門工種の施工機械自社保有状況	構成員のいづれか1社の実績でよい
	ボランティア活動による表彰等の実績	構成員のいづれか1社の実績でよい
	新規若年者雇用	構成員のいづれか1社の実績でよい
	水防団員（消防団員）の雇用	構成員のいづれか1社の実績でよい
	障害者の雇用状況	構成員のいづれか1社の実績でよい
	高年齢者の雇用状況	構成員のいづれか1社の実績でよい

表 2.8　経常、地域及び特定建設企業体の評価

3. 施工体制確認型

3.1 施工体制確認型の導入･拡充

施工体制確認型総合評価落札方式は、「緊急公共工事品質確保対策」として実施するもので、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを確認するものである。

九州地方整備局においては、原則として随意契約を除く予定価格が１千万円を超える全ての工事に適用するものとする。

3.2 施工体制評価点

施工体制評価点は３０点満点とし、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」の評価項目毎に各１５点を配点する。

図 3.2　施工体制後の評価点について

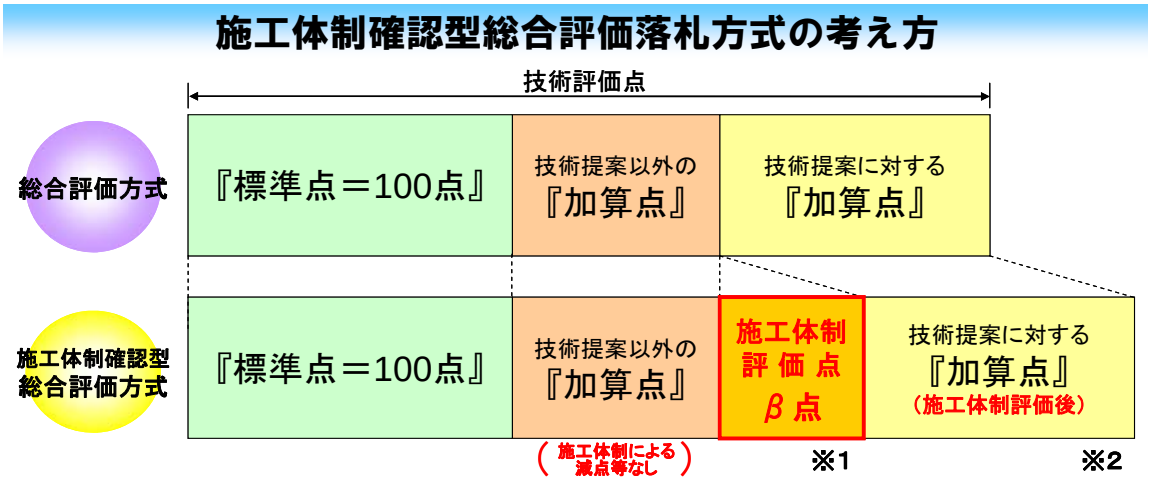

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。それぞれの評価項目毎に3段階で評価（15点／5点／0点）。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、（施工体制評価前の）技術提案に対する加算点[注1)]に付与された施工体制評価点の満点に対する割合（β／30）を乗じた点数・・・（施工体制評価前の）技術提案に対する加算点×β／30

注1）技術提案及び簡易な施工計画に対する加算点

表 3.2　施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

3.3 施工体制確認型の審査・評価

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。但し、申込みに係る価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格以上で工事費内訳書に疑義がない入札参加者は、ヒアリングを省略し、施工体制評価点は満点を付与する。

申込みに係る価格が調査基準価格に満たない入札参加者に対しては、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。評価に当たっては、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価する。

なお、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、ヒアリングを行わず当該業者の入札を無効とする。

追加資料の様式（着色した様式が該当）

【凡 例】
◎ 様式及び添付資料を提出
○ 様式のみ提出

様式番号	名称	施工体制確認型総合評価	低入札価格調査（特別重点調査）
表紙（施工体制）	施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料の提出について	○	
表紙（特重）	低入札価格調査（特別重点調査）のための資料及び添付書類等の提出について		○
様式１	当該価格で入札した理由		◎
様式２－１	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式２－２	積算内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式２－３	一般管理費等の内訳書		◎
様式３	VE提案等によるコスト縮減額調書	○	◎
様式４	下請予定業者等一覧表	○	◎
様式５	配置予定技術者名簿	○	◎
様式６－１	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）		◎
様式６－２	手持ち工事の状況（対象工事関連）		◎
様式７	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		◎
様式８－１	手持ち資材の状況		◎
様式８－２	資材等購入予定先一覧	○	◎
様式９－１	手持ち機械の状況		◎
様式９－２	機械等リース元一覧	○	◎
様式10－１	労務者の確保計画	○	◎
様式10－２	工種別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地	○	◎
様式12	建設副産物の搬出及び資機材等の搬入･搬出に関する運搬計画書	○	◎
様式13－１	品質確保体制（品質管理のための人員体制）	○	◎
様式13－２	品質確保体制（品質管理計画書）	○	◎
様式13－３	品質確保体制（出来形管理計画書）	○	◎
様式14－１	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）	○	◎
様式14－２	安全衛生管理体制（点検計画）	○	◎
様式14－３	安全衛生管理体制（仮設設置計画）		◎
様式14－４	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）		◎
様式15	誓約書		◎
様式16-1	施工体制台帳	○	◎
様式16-2	施工体系図	○	◎
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎
様式18－１	積算内訳書（兼）下請予定業者等確認調書①	○	
様式18－２	積算内訳書に対する明細書（兼）下請予定業者等確認調書②	○	

表 3.3　施工体制追加様式一覧

4. 参考資料

4.1 簡易型の提出様式

1）　簡易な施工計画の提出様式

提出する前に必ず印刷をして確認して下さい。印刷されない部分は評価されません。

簡易型

（別記様式４）

（用紙Ａ４）

簡易な施工計画

工　事　名	△△△工事
会　社　名	株式会社◎◎◎
■重点的に配慮すべき事項	○○○について

具体的な施工計画	現地環境条件の把握	当該工事は、○○○○（工事内容）があり、○○○○（現地条件等）である。 また、○○○○（工事内容）が存在し、○○施工時に○○○○（周辺環境等）への影響が予想される。
	重点的に配慮すべき事項への対応	○○○施工時は、○○○への○○○（効果）を低減するために、○○○（目的）を実施する。 また、○○○と近接する箇所には、次のとおり○○○対策（目的）を実施する。 ・○○○ ・○○○ ・○○○ ・○○○ （実施する対応内容を具体的に記載）

当該資料は記載例及び記載にあたっての注意事項を示した資料です。実際には、エクセルファイルを使用して下さい。

注1)「現地環境条件の把握」では、配布された参考図書だけではわからない当該工事の工事内容と現地条件等との関係や工事内容と周辺状況から予想される環境等への影響などを具体的に記載すること。
なお、**概ね200文字以内**で記載すること。

注2)「重点的に配慮すべき事項への対応」では、設計図書（標準案）の範囲内で重点的に配慮すべき事項への対応を具体的に記載すること。記載にあたっては、提案内容及び可能な限り具体的な使用箇所、使用材料等、期間、規模（延長等）、効果等を簡潔に記載すること。
なお、**概ね200文字以内**で記載すること。

注3)行高・行幅の変更は不可。提案は枠内に入るように記載すること。印刷プレビューで表示されない部分は評価しません。

注4)求めた「重点的に配慮すべき事項」とは異なる内容の提案及び現地施工条件に合致しない提案があった場合は、評価を「不可」とし、参加資格なしとする。

4.2 標準Ⅱ型の提出様式

1）　施工上の課題に対する技術提案（標準Ⅱ型）の提出様式

提出する前に必ず印刷をして確認して下さい。印刷されない部分は評価されません。

標準型

（別記様式４）

（用紙Ａ４）

施工上の課題に対する技術提案

工事名	△△△工事
会社名	株式会社◎◎◎
■施工上の課題	○○○対策について

可否	番号	見出し （評価対象外）	技術提案 （評価対象）	説明図 （補足）
	1.	○○○○について 「見出し」欄の言葉を「技術提案」欄の1行目に記載すること。	1．○○○○について ○○（部位）のコンクリートに○○（材料）を使用し、○○（効果）を低減させ○○対策（目的）を実施する。 ・使用箇所：○○○ ・使用材料：○○○(NETIS：○○○) ・使用期間：○○から○○まで（○○日間） ・使用数量：延べ ○○○m2	
	2.	△△△△について	2．△△△△について	
	3.	○		
	4.	○○○○について	4．○○○○○○について	

当該資料は記載例及び記載にあたっての注意事項を示した資料です。実際には、マクロが同梱されたファイルを使用して下さい。

注1)「見出し」は**25文字以内**で記載すること。

注2)「技術提案」が主な評価欄となるため、記入にあたっては記載例を参照のうえ、提案の見出し、提案内容及び具体的な使用箇所、使用材料等、期間、規模（延長等）、効果等を簡潔に記載すること。具体的な数量等の記載が無い場合は評価しません。
なお、「技術提案」の欄は、1提案につき**概ね200文字以内**で記載すること。

注3)行高・行幅の変更は不可。技術提案は枠内に入るように記載すること。印刷プレビューで表示されない部分は評価しません。

注4)「説明図」には、技術提案で記載した内容を補足する必要がある場合に図面や写真等を添付すること。

注5)標準案で施工する場合は、「技術提案」の欄の1．の枠に「標準案」と記載すること。

注6)「可否」の欄については、記載は不要です。

注7)一つの提案内容を二つ以上に分けて記載した場合は、一つの「技術提案」として評価することがあります。（例えば、同じ提案を箇所を変えて提案した場合など）

※印刷プレビューで表示されない部分は評価されません。

２）競争参加資格確認通知書

平成　　年　　月　　日

競争参加資格確認通知書

住　　所　○○県○○市○○町○丁目○－○
商号又は名称　株式会社◎◎◎
代表取締役社長　　○○　○○

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局○○事務所長　○○　○○

先に申請のあった△△△△△△工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

公告日	平成○○年　○月　○日	
入札書提出締切日時	平成○○年　○月　○日　　１２時００分	
内訳書開封予定日時	平成○○年　○月　○日　　○○時○○分	
開札予定日時	平成○○年　○月　○日　　○○時○○分	
競争参加資格の有無	有	
	理由または条件	
技術提案に基づく入札の可否	可又は否	
	理由または条件	可否の詳細については下記を参照すること 記 △△△△△△工事 株式会社◎◎◎ ○：可（評価する、実施義務あり） －：否（評価しない、実施可能） ×：否（評価しない、不採用であり実施不可） 総合評価項目 ◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎について ○　□□について ○　□□について －　□□について ×　□□について ◆技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ 評価に不服がある場合は、入札説明書に記載されている苦情申し立て手続きを別途行って下さい。 ◇問い合わせ窓口 九州地方整備局企画部技術開発調整官 ◇連絡方法・連絡先 ＦＡＸ：092-476-3465（企画部技術管理課） E-mail：teiantoiawase@qsr.mlit.go.jp ◇提出様式 別記様式－Ａ

「競争参加資格通知書」に評価結果を付けて、各申請者へ通知する

なお、競争参加資格がないと通知された方、又は、技術提案に基づく入札を否と通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成○年○月○日までに○○事務所○○課へその旨を記載した書面を提出してください。

3）提案値入札書

電子入札システムより通知された「競争参加資格確認通知書」をご確認ください。
「技術提案に基づく入札の可否」にて通知された内容について、「別記様式４（標準型）.xls」ファイルから「○」・「－」・「×」を選択してください。
「○」・「－」・「×」の選択後、「提案値入札書の作成」ボタンのクリックにより、自動的に、「提案値入札書」が作成されます。

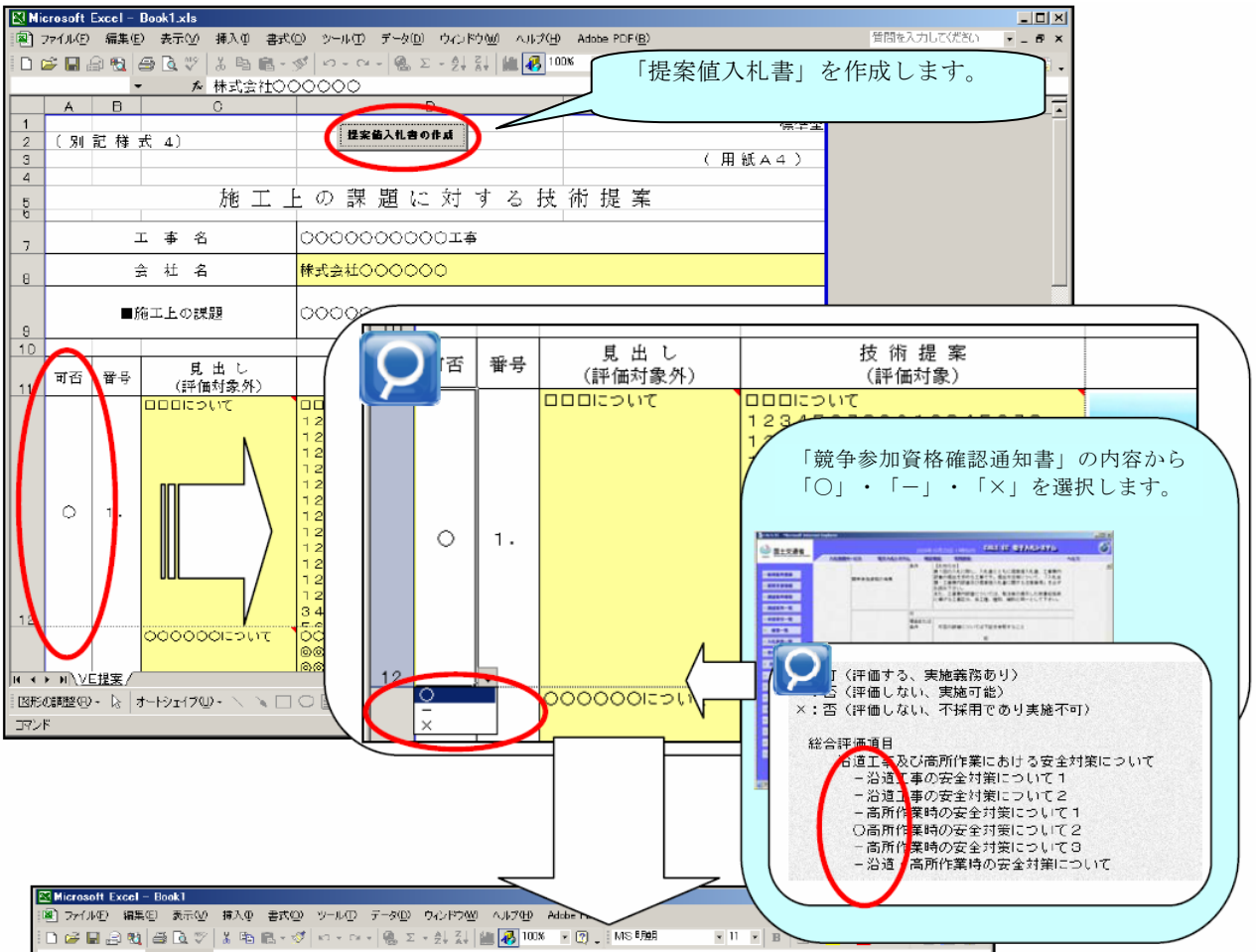

「提案値入札書」の確認

作成された「提案値入札書」に間違いが無いか、ご確認ください。
又、「作成年月日」・「住所」・「商号又は名称」・「代表者氏名」について、入力してください。

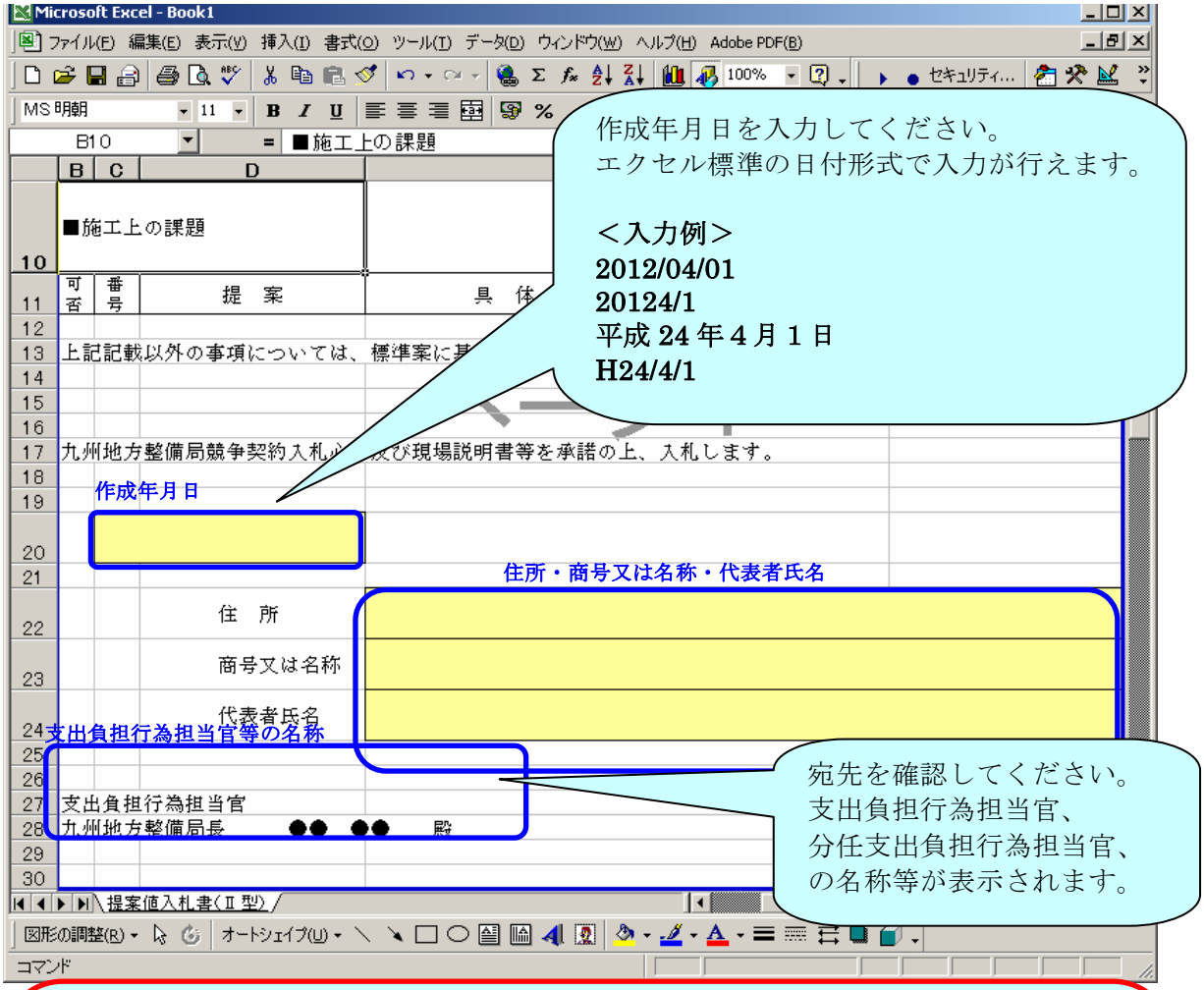

【提案値入札書作成時の注意点】

「提案値入札書」で提案されている内容については、「参加申請書の提出（電子入札システム）」で、添付されている「別記様式４（標準型）」と比較を行います。

「参加申請書の資料」の提出後に「別記様式４（標準型）」を訂正等された場合、「提案内容の不備」とされる場合等ありますのでご注意ください。

「提案値入札書」の作成に当たっては、**必ず「参加申請書の提出（電子入札システム）」添付時点のファイルをご利用ください。**

又、ＰＤＦファイル等への加工は行わないでください。（Ｅｘｃｅｌファイルのまま提出してください。）

【注意事項】
入札時は下記３点をセットで提出して下さい。
○入札書（入札金額）
○工事費内訳書
○提案値入札書
また、提案値入札書は契約書の一部になります。

重　要

＜　電子入札参加者用　＞

入札金額、工事費内訳書及び提案値入札書に関する注意事項

－　施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査対象工事版　－

工事費内訳書について

本工事における工事費内訳書は、
・入札金額の積算内訳を確認・審査する
・品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認・審査する
・特別重点調査の対象該当となる価格か否かを確認・審査する
ための一資料であり、入札に際しては、入札参加者から提出される文書の一つとして入札書と同様、厳正に取扱う。

よって、入札参加者の提出した工事費内訳書に不備等があり、別表１に該当する場合については、当該入札参加者のした入札は無効となる。

また、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性が具体的に認められない場合等については、施工体制評価点及び加算点を零点とすることがあり、特別重点調査の対象該当となる価格か否かを判断する根拠資料にもなる。

ついては、以下の事項並びに入札公告、入札説明書、別紙１（工事費内訳書の作成にあたって）及び九州地方整備局電子入札運用基準に十分留意のうえ、工事費内訳書を作成し、提出すること。

提案値入札書について

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を適用する工事である。そのため、入札公告の「３　総合評価に関する事項等」に記載のとおり、入札に際しては、価格並びに価格以外の要素として提示された技術提案（提案値入札書）をもって入札を行う必要がある。

よって、提案値入札書を提出しない者のした入札（下記（２）提案値入札書作成要領④の場合を除く。）は無効となり、以下の事項に反した提案値入札書を提出した者のした入札も原則として無効となるので、十分注意すること。

ついては、以下の事項並びに入札公告、入札説明書及び九州地方整備局電子入札運用基準に十分留意のうえ、提案値入札書を作成し、提出すること。

（１）工事費内訳書作成要領及び留意事項

① 工事費内訳書は、九州地方整備局電子入札運用基準４－１に指定するアプリケーション及びバージョンのうち、**下表のＥｘｃｅｌを標準とし**、数量書を参考にＡ４版で作成すること。
なお、工事費内訳書の様式として数量書をそのまま使用しなくても構わないが、発注者名、提出者の住所、商号又は名称、代表者氏名、工事名並びに費目、工種、種別、細別、規格、単位、員数、単価、金額を記載する欄を必ず設けること。

参考） 電子入札運用基準４－１のうち下表を標準とする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
３	Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ Ｅｘｃｅｌ	Excel2003形式以下のもの

＊ 九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ（http：//www.qsr.mlit.go.jp/）の「入札・契約情報」によりダウンロードできる。

（１）－１ 作成にあたっての注意点

Ⅰ 交付された数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、内訳明細書に相当する項目に対応するものの摘要、数量、単位及び金額を少なくとも記載すること。
ただし、内訳明細書については、当該工事における数量書と同一でなくても良い。
また、数量書の単位及び数量（今回）欄において一式とされているものについては単価の記載は必要ない。

Ⅱ 作成にあたっては、記載漏れ、誤記・脱字、積み上げミス、計算ミス等がないよう十分に注意すること。また、**入札金額と工事費内訳書の合計金額（税抜き）を一致させること。**

② 工事費内訳書に記載された内容について、別途ヒアリングによる説明や資料の提示等を求めることがある。

③ ①（（１）－１のⅠ～Ⅱを含む。）の記載に反した工事費内訳書が提出された場合、入札を無効とすることがある。
また、②によるヒアリングにおいて明確な説明がなされなかったと認められる場合、根拠となる資料の提示がない場合、提示された資料に根拠がない又は根拠に乏しいと認められる場合等については、施工体評価点及び加算点を零点とすることがある。

④ 入札説明書【別紙２】のⅡ予算決算及び会計令第８６条の調査についての４の「その者の申し込みに係る価格の積算内訳」とは、入札参加者から提出された工事費内訳書を指し、これに基づき、４の判断を行う。

（２）提案値入札書作成要領

① 提案値入札書は、競争参加資格確認資料を提出した際の技術提案資料ファイルより下記の手順にて自動作成すること。
② 電子入札システムより通知された「競争参加資格確認通知書」の「技術提案に基づく入札の可否」にて通知された内容について「別記様式４」の提案「可否」の欄に「○」・「－」・「×」を全て選択し入力する。
③ 「○」・「－」・「×」を選択後、「提案値入札書の作成」ボタンのクリックにより、自動的に「提案値入札書」が作成される。

④　施工上の課題に対する施工計画で可（○）となった提案がまったくない場合（提案を行っていない場合、又は全ての提案が競争参加資格確認通知書で否（－）若しくは否（×）で通知されている場合）は、提案値入札書を提出しないこと。なお、提案値添付機能に何も添付しないで入札書を送信すると、「提案値が添付されていません…」という旨のメッセージが表示されるが、そのまま送信してかまわない。

⑤　詳しい作成方法は【「技術提案資料」及び「提案値入札書」作成時の注意点(Ⅱ型)】を参照すること。

（3）　提出方法

工事費内訳書及び提案値入札書は、入札金額とともに電子入札システムにより提出すること。

①　工事費内訳書

電子入札システムの入札書提出画面における【工事費内訳書添付機能】にてファイルを添付し（１ファイルのみ添付可能）、送信（提出）すること。

②　提案値入札書

電子入札システムの入札書提出画面における【提案値添付機能】にてファイルを添付し、送信（提出）すること。

（4）　ファイル容量が１ＭＢを超える場合

工事費内訳書及び提案値入札書のファイル容量の合計が１ＭＢを超える時は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出すること。電送（ファクシミリ）は認めない。

（4）－１　郵送等の方法等

Ⅰ　工事費内訳書及び提案値入札書を郵送等により提出する場合は、全部を（7）あて郵送等するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。
なお、持参する場合は、別紙４（受領書）を併せて提出すること。

Ⅱ　工事費内訳書及び提案値入札書は袋とじし、表紙・背表紙（袋とじ部分）に代表者印（年間委任を受けている者の印でも可。）を割印すること。ただし、併せて委任状の提出があれば、代理人（復代理人）の印でもよい。

Ⅲ　工事費内訳書及び提案値入札書の表紙には、それぞれ記名及び代表者印（年間委任を受けている者の印でも可。）を押印すること。ただし、併せて委任状の提出があれば、代理人（復代理人）の印でもよい。

Ⅳ　工事費内訳書及び提案値入札書を郵送等により提出する場合においても、電子入札システムにより、別紙５及び別紙６を入札書提出画面における【工事費内訳書添付機能】及び【提案値添付機能】にて添付し、送信（提出）すること。

Ⅴ　郵送等にあたっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書及び提案値入札書在中」の旨を朱書きし、別々の中封筒に工事費内訳書及び提案値入札書を入れ、その表に各々、
・工事費内訳書在中「件名（開札日）」
・提案値入札書在中「件名（開札日）」
と記載すること。

Ⅵ　郵送等の締切期限は、電子入札システムの入札書締切日時と同一とする。（郵送又は託送については必着。）

（５）　入札金額、工事費内訳書及び提案値入札書の提出期限

開札日の前日となる。
（詳細な日時については、競争参加資格確認通知書を参照すること。）

（６）　再度入札について

１回目の入札により落札者がいない場合は２回目の入札となるが、この際は入札金額及び工事費内訳書のみ提出するものとし、提案値入札書は提出しない。

再度入札に移行した場合は、別途指定された日時までに入札金額を電子入札システムにて送信（提出）するものとするが、工事費内訳書は電子入札システムで送信（提出）できないので、別途指定された日時までに郵送等により（７）あて提出すること。

（６）－１　再度入札における郵送等の方法等

Ⅰ　持参する場合は、別紙９（受領書）を併せて提出すること。

Ⅱ　工事費内訳書は袋とじし、表紙・背表紙（袋とじ部分）に代表者印（年間委任を受けている者の印でも可。）を割印すること。ただし、併せて委任状の提出があれば、代理人（復代理人）の印でもよい。

Ⅲ　工事費内訳書の表紙には、それぞれ記名及び代表者印（年間委任を受けている者の印でも可。）を押印すること。ただし、併せて委任状の提出があれば、代理人（復代理人）の印でもよい。

Ⅳ　郵送等にあたっては、表封筒に『工事費内訳書在中「件名（再度入札開札日）」』の旨を朱書きのうえ、工事費内訳書を入れて、提出すること。

（７）　担当部局

九州地方整備局　○○○○○課
〒○○○○○○
○○○○○○○○○○
Ｔｅｌ　　０００－０００－００００（内線）